

2020年10月16日 全5頁

# 感染再拡大と合意なき離脱で揺れる欧州

パリは夜間外出禁止令を発布、英国はサーキットブレーカーを検討

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 167

ロンドンリサーチセンター シニアエコノミスト 菅野泰夫

## [要約]

- 英国では、新型コロナウイルス感染再拡大が急速に進み、入院患者は3月のロックダウン開始時よりも多くなるなど、先行きに不透明感が漂っている。ジョンソン首相は10月12日に英国議会にて、新型コロナウイルス感染拡大抑制に向け、地域の感染率に応じ3段階の警戒制度を導入すると発表した。政府の科学顧問をはじめ多くの専門家から、2週間程度の全国的なロックダウン（都市封鎖）により感染拡大の勢いを抑える、いわゆるサーキットブレーカーを発動すべきとの声もあがっている。
- また大陸欧州でも深刻な感染拡大が続いており、フランスでは10月14日の感染者数は4月の第一波のピーク時の3倍に相当している。マクロン大統領は同14日にパリやリヨン、マルセイユ、トゥールーズなど9都市において午後9時から午前6時までの夜間外出禁止令を発布した（10月17日午前0時より4週間施行、感染拡大が続けば12月1日まで継続される）。
- コロナ危機にさらされる中でも、英国とEUは将来的な関係性を巡る協定交渉の妥結に向け奔走している。9月にジョンソン首相は10月15日までに協定交渉が妥結されなければ、交渉打ち切りと一方的に期限を切っていた。EUの譲歩を引き出す交渉戦術とみられているが、意図した効果は得られなかったため、同15日～16日のEUサミット終了後に結論を出す方針を転換している。サミット後に発表される声明で、交渉開始時点から争点となっていた漁業権と国家補助ルールについてどのような進展があるのかについて示唆があるのかが焦点となる。
- 現状では10月16日のEUサミット終了後も協議は続けられ、現実的には11月中旬のEU臨時サミットで合意するという可能性も指摘されている。ただ、移行期間終了までに協定妥結に至らなければ（合意なき離脱となれば）、WTOルールに基づく貿易に移行しながらも、2021年以降も協定交渉を続ける可能性が高い。あるいは、ゼロ関税、数量割当なし、といった最低限（ベーシック）な通商協定だけを取りいそぎ締結し、その他の将来的な関係性の様々な要素については一時的な協定を結び、2021年以降、恒久的な解決策に向けて協議が続けられることもありうる。

## 第2波により深刻な感染再拡大となったロンドン

英国では、新型コロナウイルス感染再拡大が急速に進み、入院患者は3月のロックダウン開始時よりも多くなるなど、先行きに不透明感が漂っている。ジョンソン首相は10月12日に英国議会にて、新型コロナウイルス感染拡大抑制に向け、地域の感染率に応じ3段階の警戒制度を導入すると発表した。これにより、イングランドの行政地区は、①「中 (Medium)」(Tier1)、②「高(High)」(Tier2)、③「非常に高い (Very High)」(Tier3) に3つのレベルに分けられ、それぞれ政府が必要と考える抑制措置が規定されている。「非常に高い」となれば、パブやジム、カジノは閉鎖、屋内外で他の世帯の人と集まることはできなくなり、不要不急の外出は回避するよう求められ、地域間の移動はできなくなる<sup>1</sup>。ただし、政府の科学顧問をはじめ多くの専門家から、2週間程度の全国的なロックダウン（都市封鎖）により感染拡大の勢いを抑える、いわゆるサーキットブレーカーを発動すべきとの声もあがっている。科学顧問らは迅速な対応の遅れから多くの死者を出した春の失敗を繰り返さないようにと、政府の早い対応を強く求めているという。しかし、ジョンソン政権は、経済・社会的な打撃からロックダウンを今は回避し、経済活動や登校を継続するために必要なことはすべて行う姿勢を示している。

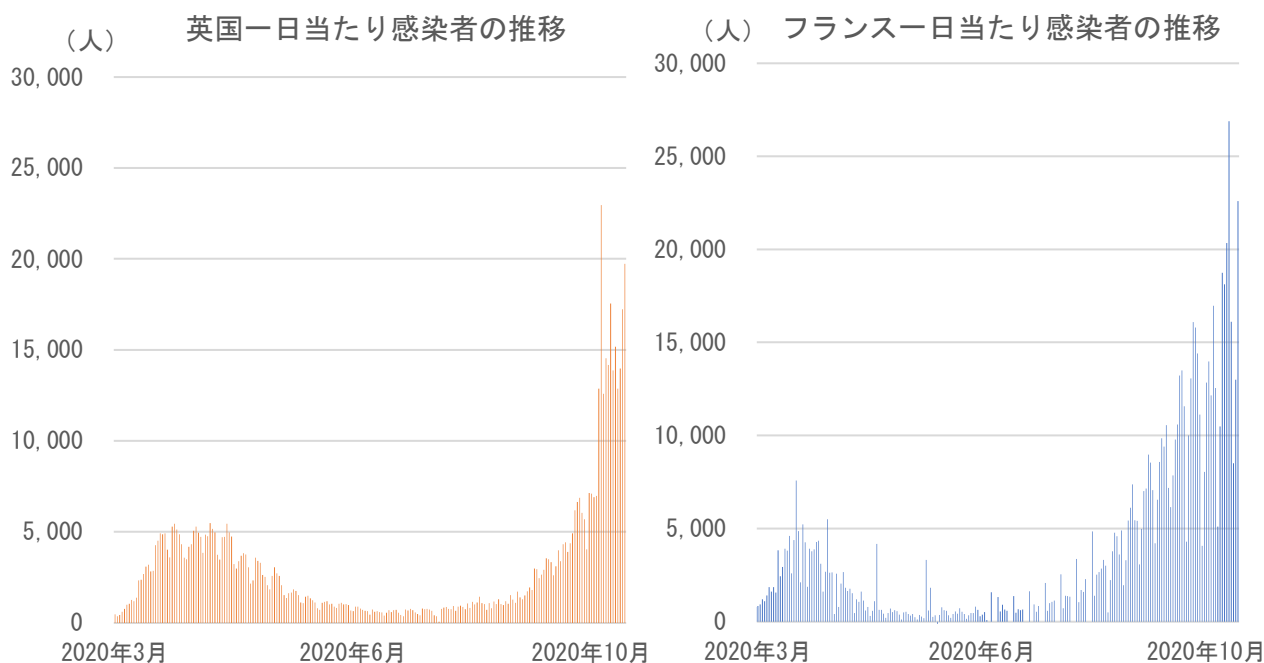
さらに10月15日、ハンコック保健相は、ロンドン、エセックス、ヨークなどを10月17日より、現行の「中」レベルから「高」レベルへ引き上げる声明を発表した（10月17日午前0時から実施され、屋内での他の家族との交流などが禁止となる）。ロンドン市長のカーン氏は、冬に大きな危機が訪れるのを回避する為、2～3週間のサーキットブレーカー発動を求める労働党のスターマー党首の方針を支持している。

## 既に夜間外出禁止令の出されたフランス

また大陸欧州でも深刻な感染拡大が続いており、フランスでは10月14日の感染者数は4月の第一波のピーク時の3倍に相当している。マクロン大統領は同14日にパリやリヨン、マルセイユ、トゥールーズなど9都市において午後9時から午前6時までの夜間外出禁止令を発布した（10月17日午前0時より4週間施行、感染拡大が続けば12月1日まで継続される）。これによりフランスの人口約6,700万人のうち、約2,000万人が措置の対象となる。違反した場合の罰金は135ユーロだが、再三にわたる違反となれば金額は引き上げられる。パリではマスク着用は義務化されており、これに違反した場合も同等の罰金が付与される。

<sup>1</sup> ただし「非常に高い」レベルになっても、3月のような全面的なロックダウンとはならず、学校や礼拝所は閉鎖されない。しかしカフェ、美容院等の一部店舗やサービスの閉鎖・休業となる。「高」レベルでは、室内で他世帯の人と集まることはできなくなる。一般世帯の庭など屋外で集まることはできるが、6人以上の集会禁止ルールや社会的距離の順守が求められる。「中」レベルは現在イングランド全域にて適用されている規則（ホスピタリティ産業の午後10時閉店、6人以上の集会禁止ルールなど）。

図表 1 英国とフランスの一日当たり感染者数の推移



(出所) ECDC のデータより大和総研作成

## 10月15日の通商交渉期限が過ぎても協議継続、EU側の譲歩が求められる漁業権

コロナ危機にさらされる中でも、英国とEUは将来的な関係性を巡る協定交渉の妥結に向け奔走している。2020年12月末に移行期間が終了すれば、英国はEU単一市場および関税同盟から離脱する。1993年にEU単一市場が開始されて以来の大きな変化が目前に迫っていることになる。9月にジョンソン首相は10月15日までに協定交渉が妥結されなければ、交渉打ち切りと一方的に期限を切っていた。EUの譲歩を引き出す交渉戦術とみられているが、意図した効果は得られなかったため、同15日～16日のEUサミット終了後に結論を出すと方針を転換している。サミット後に発表される声明で、交渉開始時点から争点となっていた漁業権と国家補助ルールについてどのような進展があるのかについて示唆があるのかが焦点となる。

特に漁業権では、英国は水産物に関しEU市場への完全アクセスを求めているが、EUはその見返りに現状通り英国の排他的経済水域（EEZ）でのEU船籍の操業継続を要求している。さらに、EU・英国の海洋国境をまたいで生息する70を超す魚種の漁獲割当ての維持も求めている。一方、英国はEU離脱前の旧式の漁獲割当てをやめ、EEZへのアクセスは年次交渉で決めるよう主張している。

ただし漁業はEUのGDPの1%にも満たない産業であり、交渉決裂のコストに見合わない。バルニエEU首席交渉官は、EUサミットに先立ち、現行の強硬スタンスを改めるよう加盟国政府に促していた。欧州委員会もEUのEEZにおける英国の漁獲割当てを再分配することでEU主要漁業国（ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、アイルランド、デンマーク、スウェーデン等）への打撃は緩和されると主張している。ただし、これら漁業国はいかなる柔軟性も見せていな

いのが実情である。英国水域での漁獲量が減ったことによる収益損失は、協定が妥結されなかった場合の損失に比べればわずかなものだが、一部加盟国にとって漁業界の政治的影響力が大きいことが問題となっている。特にマクロン大統領は漁業権で難色を示しており、10月15日にEUサミットが開催されるブリュッセルに到着した際に、いかなる代価を払っても協定妥結するというわけではないと発言している。さらに、英国が水揚げした漁獲量の7割近くはEU向けであり、協定が締結されない限り、英国は行き場のない魚を抱えることになる。このためEUは漁業権につき、みずから譲歩をする必要を感じないため、両者のにらみ合いが続いている。

## 英国側の譲歩が求められる国家補助ルール

EUは前例にない条件である非関税、数量割当なしの通商協定を結ぶのであれば、英国は環境や雇用法、国家補助ルールなどについてEUの水準に従うべき（公平な競争条件の確保）との主張を一貫させている。特に企業に対する国家補助金は離脱後もEUルールへの整合性を求めている。英国はそれではEUから離脱した意味がないとして拒否している。なお離脱協定により北アイルランド企業に対する国家補助金にはEUのルールが適用される。しかし、英国にある本社に付与された国家補助金によって北アイルランドの拠点（支店）が多大な恩恵を受ける可能性などについては（英国国内でも）意見が分かれている。

また離脱協定の一部を無効化する条項を含み国際法違反になると物議を醸している英国の国内市場法案は、与党・保守党内での造反にもかかわらず、9月29日に下院での第三読会を通過し、上院での審議・採決に送られている。上院での第三読会后、下院に戻されるが、年内に可決されるか微妙な日程となっている<sup>2</sup>。欧州委員会は同法案から問題となっている要素を9月末までに排除するよう求めていたが、英国は同法案はEUとの協定が妥結されなかった際の安全策として位置付けており、EUの要求を拒否している。このため10月に入り、欧州委員会は、離脱協定における誠実行動義務に英国が違反したとして、「侵害訴訟」の手続きを開始するため、英国に対し正式な通知<sup>3</sup>を行っている。EUにとっては今回の手続き開始は単なる法的措置にとどまらず、英国に対し国内市場法案が存在する限り、協定は妥結しないという明確な警告のメッセージであろう。欧州議会は既に同法案を理由に協定批准を拒む方針を示している。

## 今後の通商交渉のスケジュールは？ 結果的に部分合意？

現状では（ジョンソン首相が示した期限の）10月16日のEUサミット終了後も協議は続けられ、現実的には11月中旬のEU臨時サミットで合意するという可能性も指摘されている。ただ、たとえ通商協定が合意できなくとも、英国とEUの貿易関係を考慮すると全く協定がないという非効率的な状況を恒久的に続けることは想定しづらい。移行期間終了までに協定妥結に至らな

<sup>2</sup> ただ、移行期間終了後にEUからの権限回帰などもあり、同法がないと国内ルールが整備できないという事情もあるため、可決が急がれることは確実であろう。

<sup>3</sup> 英国はこの通知に対し、1カ月以内の対応を求められている。当該手続きは長期にわたるとみられており（平均処理期間は35カ月）、最終的にはECJ（欧州司法裁判所）での争いになる可能性がある。

ければ(合意なき離脱となれば)、WTO ルールに基づく貿易に移行しながらも、2021 年以降も協定交渉を続ける可能性が高い。あるいは、ゼロ関税、数量割当なし、といった最低限(ベーシック)な通商協定だけを取りいそぎ締結し、その他の将来的な関係性の様々な要素については一時的な協定を結び、2021 年以降、恒久的な解決策に向けて協議が続けられることもありうる。いわゆる部分合意を落としどころとして、合意なき離脱の際に懸念されているドーバーなどの通関施設における混乱を回避するという方法である。

現状では、漁業権で EU が折れ、英国が国家補助ルールで妥協することが合意なき離脱を回避する唯一の方法とみられていることは確かだ。協定締結に向けた課題は技術的なものではなく、英国・EU 双方が妥協するか否かの政治的なものとなっている。まずは今後の方向性を占う、10 月 16 日の EU サミット終了後のジョンソン首相と EU 側の声明が注目されている。

図表 2 今後の英・EU 通商協定のスケジュール

6月30日	移行期間延長申請期限
6月末～8月中旬	英・EUの集中会合(第5～7ラウンド)
9月8日～10日	通商交渉第8ラウンド
9月29日～10月2日	通商交渉第9ラウンド
9月30日	EUが国内市場法撤回を要求した期限(10月1日に提訴)
10月15日	当初ジョンソン首相が示した協定交渉の期限(10月16日までに変更)
10月15日～16日	EUサミット(交渉継続 or 交渉妥結 or 合意なき離脱判断?)
10月中旬～下旬	交渉妥結に向けた集中協議(トンネル)入り?
10月下旬～	英国上院で国内市場法案の審議開始
10月31日	EU首席交渉官が協定批准に必要な時間を念頭に言及した期限
11月中旬	EU 臨時サミット(交渉妥結 or 合意なき離脱判断?)
11月23日～26日	欧州議会開催日(年内に議会承認を受けるための事実上の期限)
12月14日～17日	欧州議会開催日(年内最終開催日)
12月後半	国内市場法案可決?
12月31日	移行期間終了(本離脱)

(出所) 英国政府より大和総研作成

(了)